

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第 4 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 29 年 2 月 23 日 19 時 00 分
至 平成 29 年 2 月 23 日 20 時 15 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・五十嵐 順美

保険医・薬剤師代表 渋江 久・園田 明弘

被 保 険 者 代 表 鎌田 孝徳・大内 和行・藤崎 環

(欠席委員 木津 晴美・松井 英治)

事 務 局 町長・町民生活課長・健康づくり担当課長・健康推進班主幹

総合窓口班主幹・三好主査・柿原主事

4 付議議題

- ・平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- ・平成 29 年度国民健康保険法等改正案について
- ・平成 29 年度国民健康保険特別会計予算（案）について

町長挨拶	
町 長	夜分大変お疲れのところご出席いただき感謝申し上げます。また、平素から国保事業にご理解、ご協力いただき心から感謝申し上げます。本日、第4回目の国保運営協議会では、保険給付の状況、平成27年度特定健診受診率の道内順位について、ご報告いたします。諮問事項としては、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、平成29年度国民健康保険等改正案、平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）について、皆さまにご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長挨拶	
会 長	夜分お疲れのところお集まりいただき、ありがとうございます。本日は、今年初めての国保運営協議会ということで、また1年間よろしくお願いいたします。この時期になると収支状況が心配になりますが、今年度は、保険給付の状況については安定しているということで、このままいけば、今年度も乗り切れるのではないかと考えています。また、平成30年度からの都道府県単位化に向け、平成29年度が正念場になるのかと思いますが、3月定例議会に向け、平成28年度補正予算と平成29年度予算案等について、皆さまのご意見をいただきながら、進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
町民生活課長	規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いします。
会 長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。医師薬剤師代表から渋江委員、被保険者代表から大内委員にお願いしたいと思います。
1 報告事項	
(1) 平成28年度国民健康保険給付の状況について	
事務局	議案P1～4により説明。
	1ページから3ページの3月診療分から11月診療分までの9カ月分の給付状況についてご説明いたします。1ページ右上の年間平均被保険者数については、昨年の同時期と比較して、105人減の2,754人となっております、受診件数も減少していま

す。また、中段の1人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比が94.19%、94.43%となっており、5%程減少しています。給付の状況の内訳については、12月の運営協議会でも説明しましたが、療養費の柔道整復については、4月に町内に整骨院が開院したことにより、昨年度の同時期と比べ、件数で198件、費用額で1,488,131円増加していますが、全体の給付としては減少しています。2ページと3ページについては、一般分と退職分の内訳となっており、3ページの退職分については、高額な給付が続いていた被保険者が減少したことにより、1人当たりの費用額と保険給付費について、前年対比費用額で78.88% 保険給付費で73.39%と大幅な減少となっています。4ページは給付状況をグラフで表したものです。今年度については赤色の折れ線グラフで表示されていますが、7月診療分からの給付が引き続き減少している状況です。

町民生活課長 被保険者の社会保険への異動等によって、被保険者数が100人単位で減少していることや、高額療養費の件数も減少していることが、保険給付費の減少につながっていると考えています。

(2) 平成27年度特定健診受診率全道順位の公表結果について

健康づくり担当課長 議案P5、別紙資料により説明。

平成27年度の特典検診受診率全道順位の公表結果が出ましたので、ご説明いたします。平成27年度の特典健診受診率は、69.7%ということで、上富良野町の目標70%まであと数人という状況でしたが、国の目標60%は達成しています。全道順位としては、全道2位、同規模1位となっています。別紙「国・県・同規模平均と比べてみた上富良野町の位置」で黄色の表示されているところが同規模と比較して、割合の高い項目となっています。メタボ、血圧、脂質等が該当しています。生活習慣の中では、喫煙率が高いということですが、年々減ってきており、禁煙対策に取り組んでいる結果は、徐々に表れてきています。別紙「未受診者対策を考える」の、健診も治療も受けていない40～64歳で142人と65～74歳で67人については、一人ひとりを見ながら、健康格差がないように自分の健康を考える機会を提供していければと考えています。費用対効果としては、特定健診未受診者は、受診者と比べ、約3倍の生活習慣病治療費がかかるということで、今後も医療費の適正化に向けて受診率を高め、保健事業を充実させていきたいと考えています。

2 諮問事項	
(1) 平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について	
事務局	議案 P 6～8 により説明。
	1. 歳入歳出予算補正
	既決予算総額 1,578,557 千円から歳入歳出それぞれ 76,105 千円を減額し、総額を 1,502,452 千円としています。
	2. 補正の概要
	①療養給付費等負担金、国・道財政調整交付金変更申請に伴う補正
	②一般分療養給付費の実績見込に伴う補正
	③高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業交付金及び拠出金確定に伴う補正
	④職員給与費等及び北海道調整交付金に伴う保健事業費繰入金及び繰出金の補正
	3. 歳入歳出内訳
	歳入歳出内訳については、比較のみ説明します。歳入の①国庫支出金 47,242 千円の減、②道支出金 36,504 千円の増、③共同事業交付金 66,957 千円の減、④繰入金 1,590 千円の増となっており、歳入合計 76,105 千円の減。歳出は、①総務費 626 千円の減、②保険給付費 42,355 千円の減、③共同事業拠出金 19,363 千円の減、④諸支出金 2,216 千円の増、⑤予備費 15,977 千円の減となっており、歳出合計 76,105 千円の減となっています。
会長	共同事業交付金については補正額が多額で、高額医療共同事業交付金は増額だが、保険財政共同安定化事業は、減額となっているので、説明をお願いします。
事務局	高額医療共同事業交付金については、80 万円以上の高額医療費が対象となっており、予算よりも増額しています。一方、保険財政共同安定化事業については、80 万円未満の医療費が対象で減額しており、全体で 66,957 千円の減額となっています。
会長	ご意見ご質問ございませんか。なければ 3 月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)

(2) 平成 29 年度国民健康保険法等改正案について	
事務局	議案 P9 により説明。
	①国民健康保険税
	国民健康保険税の減額の対象となる所得基準が改正になります。5 割軽減となる世帯の軽減判定所得の加算単価は 5 千円引き上げられ、27 万円になり、2 割軽減となる世帯の軽減判定所得は 1 万円引き上げられ、49 万円となり、低所得者軽減の範囲が拡大となります。
	②国民健康保険証有効期限の変更と高齢受給者証との併合について
	平成 30 年度から始まる都道府県単位化に伴い、市町村事務の標準化の取組として、被保険者証と 70 歳以上の方が対象の高齢受給者証の併合に向けて取り組みます。今回の被保険者証更新分については、有効期限を来年の 7 月 31 日までとし、平成 30 年 8 月 1 日から交付する被保険者証については、高齢受給者証と併合します。有効期限の変更については、広報かみふらの 3 月号やポスターの掲示、防災無線等にて周知を行います。
会長	ご意見ご質問ございませんか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
(3) 平成 29 年度国民健康保険特別会計予算 (案) について	
事務局	議案 P10~12 により説明。
	1. 歳入歳出予算
	歳入歳出予算総額については、1,474,589 千円とする。前年度より、101,732 千円の減額となっています。
	2. 予算の概要
	①被保険者数については、後期高齢者医療保険への加入による減少を主な要因として、前年度予算から 24,727 千円の減収を見込んでいます。平成 29 年度は、2,650 人と、前年度より 83 人減を見込んでいます。
	②平成 29 年度は前々年度 (平成 27 年度) の給付費額を基準として算定し、前期高齢者交付金は、対前年比で 49,216 千円の減額を見込んでいます。
	③国・道支出金、療養給付費交付金は対前年比で 12,947 千円の減額を見込んでいます。
	④共同事業交付金については、対前年比で 14,075 千円の減額を見込んでいま

す。

⑤課税所得の減少が見込まれるため、軽減対象となる世帯が増加することが見込まれることから、保険基盤安定軽減については対前年比で1,688千円の増額を見込んでいます。

⑥保険基盤安定支援については、244千円の増額を見込んでいます。

⑦平成30年度に向けた国保制度改革に伴うシステム改修(2,190千円)

⑧国保総合システム端末更新に伴う負担金(1,129千円)

⑨一般被保険者の療養給付費は、過去3カ年の給付実績から推計しています。

療養費・高額療養費については現在の状況にて推計しています。療養給付費

(現物分)719,950千円(対前年比32,871千円減)、療養費(現金分)6,882千円

(対前年比2,364千円減)、高額療養費104,072千円(対前年比3,520千円増)。

⑩退職被保険者は対象者数の減少と、高額な給付となっていた被保険者の減少

により減額を見込んでいます。療養給付費8,400千円(対前年比28,323千円

減)、療養費56千円(対前年比42千円減)、高額療養費2,400千円(対前年比

5,440千円減)。

⑪後期高齢者支援金と介護納付金については、前々年度(平成27年度)の実

績を基準として算出しています。

⑫高額医療の共同事業拠出金については、全道の交付状況等により決定してい

ます。

3. 歳入歳出内訳

歳入歳出内訳については、比較のみ説明します。歳入の①国民健康保険24,727

千円の減、②国庫支出金16,347千円の増、③療養給付費交付金33,758千円の減、

④前期高齢者交付金49,216千円の減、⑤道支出金4,464千円の増、⑥共同事業

交付金14,075千円の減、⑦財産収入は、同額、⑧繰入金205千円の減、⑨繰越

金は、同額、⑩諸収入562千円の減となっており、歳入合計101,732千円の減。

歳出は、①総務費1,812千円の増、②保険給付費60,880千円の減、③後期高齢

者支援金6,373千円の減、④前期高齢者納付金449千円の増、⑤介護納付金4,575

千円の減、⑥共同事業拠出金11,009千円の減、⑦保健事業費1,156千円の減、

⑧基金積立金は、同額、⑨公債費は、同額、⑩諸支出金は、同額、⑪予備費20,000

千円の減となっており、歳出合計101,732千円の減となっています。

五十嵐委員	歳出で基金積立金と公債費に1千円ずつ計上されていますが、予定があるということでしょうか。
事務局	科目のみの計上であり、現在予定しているということではありません。
会長	平成30年度に向けた国保制度改革に伴うシステム改修とありますが、どのような改修でしょうか。
事務局	都道府県単位化に伴い、所得や、資格の情報等を道のシステムと連携するために必要な改修です。納付金の算定等、事務の標準化・効率化も図ることができます。
会長	予備費が前年度予算より減少していますが、どのような状況でしょうか。
事務局	平成28年度の予備費が27,696千円あり、引き続き保険給付費が安定していけば、平成29年度へ繰越金として計上できるが、国保財政の仕組み上、歳出が減ると、歳入も減るため、厳しい財政状況に変わりはないと考えています。
会長	ご意見ご質問ございませんか。なければ3月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)
3 その他	
(1) 国民健康保険法に基づく国保事業費納付金の仮算定結果について	
事務局	議案P13～16により説明。 平成29年2月6日に道保健福祉部保健医療課にて、平成30年からの納付金についての2回目の仮算定結果が公表となりましたのでご報告します。今回の仮算定では、全道の1人あたり平均保険料が、前回の仮算定と比べ、8,143円、平成27年と比べ12,033円減少する見込みとの仮算定結果となりました。今回の仮算定の概要としては、医療費等、財政安定化支援事業等の減などの要因と平成30年からの国の財政支援分1,700億円が加味されており、道全体では減少する見込みとなっています。15ページの黄色のラインが上富良野町の算定結果ですが、今回の仮算定結果においては、1回目の仮算定結果144,907円と比較し5,649円増加となる150,556円となりました。今回、道にて仮算定を行いました、激変緩和後の保険料として、5%を超える保険者に対して行った場合については、150,874円となり、平成27年と比較すると1,408円増加する仮算定結果となっています。激変緩和措置についての規模については現在も検討中であり、あくまで5%を超える保険者に対して仮の

	算定を行っていますので、その他の算定方法についても変更となりえますことを申し添えます。
町民生活課長	<p>特定健診受診率、保険税収納率等のインセンティブ（交付金）については、加味されていません。また、上富良野町は、全道平均より医療費水準は低く、所得水準は高いということで、どちらかという支える側で、全道平均よりも、高い保険料になっていると考えます。今回の仮算定の結果では、保険税率を変更しなくても適正な税率だと考えていますが、今後も運営協議会の中で、本算定の結果を踏まえて、最終的にご判断をいただきたいと考えています。</p>
	(2) 国保制度改革による納付金算定にかかる主なスケジュールについて
事務局	<p>議案P17により説明。</p> <p>今回の仮算定結果については平成28年2月27日の全員協議会において、今回の資料を配布する予定です。7月には、平成28年度決算後の納付金本算定、11月に道より納付金概算額が提示されます。提示された金額に応じて、12月の国保運営協議会及び議会において、税率案を協議の上決定し、1月の予算編成というスケジュールを考えています。最終的な納付金の決定については、平成29年2月ですが、周知期間や予算策定の都合上、上富良野町の保険税率については、平成29年1月の決定を予定しています。</p>
鎌田委員	<p>今月仮算定の結果が公表されて、7月に本算定が予定されていますが、この5カ月間で納付金額が変わる要素はどのようなことが考えられますか。</p>
事務局	<p>今回の仮算定では、平成28年度決算見込みで計算されていることや、激変緩和などの納付金の算定方法も検討されている段階であることが、要素として考えられます。しかしながら、決算見込みが出ている中で、上富良野町として納付金額が大きく変更することは考えにくいと思います。</p>
会長	<p>以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。</p>
	20時15分終了